

平成 20 年 度

田川市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 7 3 号

平成 21 年 9 月 14 日

田川市長 伊 藤 信 勝 殿

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 北 山 隆 之

平成 20 年度田川市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その意見を提出します。

～ 目 次 ～

平成 20 年度 財政健全化審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	3
2	早期健全化基準及び財政再生基準の算定	3
3	実質赤字比率	4
4	連結実質赤字比率	6
5	実質公債費比率	9
6	将来負担比率	13

平成 20 年度 経営健全化審査意見

第 1	審査の対象	21
第 2	審査の期間	21
第 3	審査の方法	21
第 4	審査の結果	21
1	資金不足比率の状況	22
2	水道事業会計	24
3	病院事業会計	26

- 注1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切捨てとした。
- 2 各表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入とした。したがって、差引・合計が一致しない場合がある。
- 3 各比率は百分率で表示し、表示単位未満は四捨五入とした。
- 4 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「－」・・・・・・・・・・該当数値のないもの
- 「0」、「0.0」・・・・・・・・・・該当数値はあるが、表示単位未満のもの
- 「＊」・・・・・・・・・・表中の単純差し引きで表示することが適切でないもの又は算定する必要のないもの
- 5 パーセンテージ間の単純差引はポイントで表した。

平成 20 年度 財政健全化審査意見

第 1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、それぞれの比率の対象となる会計は【第 1 図】のとおりである。

第 2 審査の期間

平成 21 年 6 月 16 日から平成 21 年 8 月 27 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼をおき、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、地方交付税算定台帳、その他の関係書類との照合を行なうとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行なった。

第 4 審査の結果

審査に付された各事業会計の健全化判断比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

対象会計の範囲【第1図】

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	休日救急医療特別会計				
		住宅新築資金等貸付特別会計				
		田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計				
		老人保健特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計	水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合・広域連合	田川地区水道企業団					
	田川地区消防組合					
	田川地区斎場組合					
	田川地区清掃施設組合					
	福岡県市町村災害共済基金組合					
	福岡県自治振興組合					
	福岡県介護保険広域連合					
	福岡県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	田川市土地開発公社					
	田川市住宅管理公社					
	平成筑豊鉄道株式会社					

実質赤字比率とは

一般会計等の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示した比率

連結実質赤字比率とは

田川市すべての会計の実質赤字を標準財政規模と比較して、赤字の程度を指標化し、田川市全体の財政運営の深刻度を示した比率

実質公債費比率とは

一般会計等が負担する公債費及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示した比率

将来負担比率とは

一般会計等が将来負担する田川市の借入金や負債残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示した比率

1 健全化判断比率の状況

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれか一つが早期健全化基準以上となった場合、基準以上となった要因の分析や基準未滿とするための方策等を定めた財政健全化計画を策定しなければならない。財政健全化計画を定めるにあつては、外部監査を受けた上で作成し、議会の議決が必要となる。

また、健全化判断比率のいずれか一つが財政再生基準以上となった場合も同様に、基準以上となった要因の分析や財政再生の計画等を定めた財政再生計画を策定しなければならない。財政再生計画を定める場合も外部監査を受けた上で作成し、議会の議決が必要となることは財政健全化計画を定める場合と同じだが、財政再生計画については、総務大臣の同意を得ないと地方債の起債ができない等の国の関与を余儀なくされることになる。

前者が自主的な改善努力による財政健全化を目指しているのに対し、後者は国等の関与による確実な再生を目指している。

なお、本市の本年度における健全化判断比率は、【第1表】のとおり、すべての比率において早期健全化基準未滿であった。

健全化判断比率比較表【第1表】

(単位：%)

比 率 名	20 年度	19 年度	増 減	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	*	12.99 (20年度) 12.98 (19年度)	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	*	17.99 (20年度) 17.98 (19年度)	40.00
実 質 公 債 費 比 率	13.6	13.8	-0.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	23.3	33.2	-9.9	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率において実質収支が黒字の場合、当該比率は算定されない。

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算定されていない。

連結実質赤字比率は、病院事業会計で資金不足が発生したものの、一般会計等及び病院事業会計以外の公営事業会計において実質黒字（又は収支均衡）となり、結果として連結実質赤字が発生しなかったため算定されていない。

実質公債費比率は 13.6%で、早期健全化基準の 25.0%を下回った。

将来負担比率は 23.3%で、早期健全化基準の 350.0%を下回った。

2 早期健全化基準及び財政再生基準

実質公債費比率及び将来負担比率の早期健全化基準並びに財政再生基準については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条、第8条及び同施行令附則第5条によって【第1表】の基準数値が定められているが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、同施行令第7条に基づき各地方公共団体の標準財政規模に応じて算定しなければならない。

同施行令第7条には、実質赤字比率の早期健全化基準は、「五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の規定により算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値」と定められており、本市の場合「 $\{(A + 100 \text{ 億円}) / (30 \times A) \times 100 + 20\} / 2$ 」の算式で算定される(Aは標準財政規模)。

審査に付された書類に記載された実質赤字比率の早期健全化基準は、12.99%であり適正に算定されていることが認められた。

また、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%加えて得た数値とされているので、書類に記載された17.99%についても適正に算定されていることが認められた。

3 標準財政規模

標準財政規模とは地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率等の基本的な財政指標を算定するために必要な数値である。

標準財政規模は、健全化判断比率の算定においても各算定式の分母となる重要な数値であり、その大きさは、「標準税収入額等合計＋普通交付税額」で求められる。なお、地方財政法施行令附則により臨時財政対策債発効可能額が標準財政規模に加えられる。

本年度の標準財政規模は、125億8,910万円であり、平成18年度以降の数値は【第3表】のとおりである。

標準財政規模算定表【第3表】

(単位：千円)

区 分	20 年度	19 年度	18 年度
標準税収入額等合計	5,839,488	5,891,745	5,893,307
普通交付税の額	6,334,587	6,339,029	7,238,045
臨時財政対策債発行可能額	415,028	443,093	488,407
合 計	12,589,103	12,673,867	13,619,759

なお、各健全化判断比率の審査結果は次のとおりである。

4 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、繰上充用額（a）、支払繰延額（b）、事業繰越額（c）の和である実質赤字額（A）を標準財政規模（B）で除することで算定される。

本年度の実質赤字比率は、実質赤字額（A）が0円となり、実質赤字が発生しなかったため算定されなかった。

また、本年度の実質収支額は3億6,654万円であり、これを基にした実数値はマイナス2.91%（実質赤字を基準としているので、実質収支が黒字の場合その比率は負の値で表示される）であり、早期健全化基準を15.90ポイント下回っている。

なお、各会計間の繰入れ、繰出しの重複額を控除した純計による本年度の実質収支額は【第4-2表】のとおりである。

実質赤字比率算定比較表【第4-1表】

（単位：千円、%）

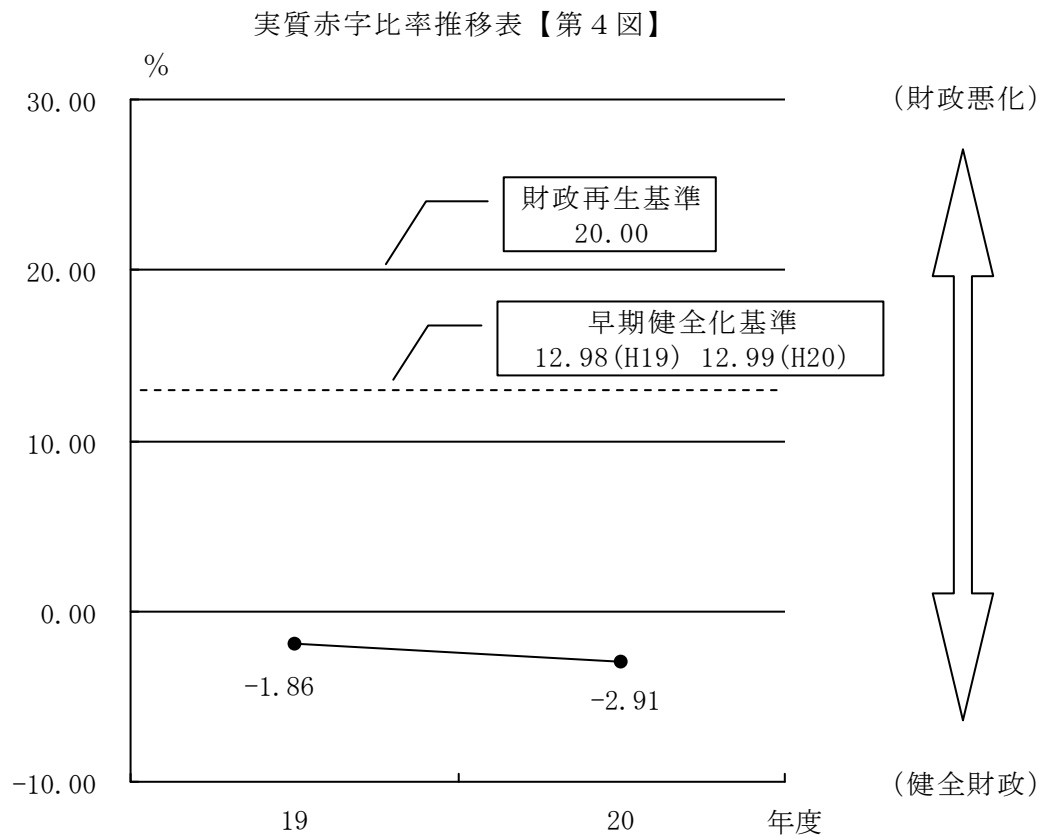
区 分	20年度	19年度	増 減
実質赤字額（A）（a + b + c）	—	—	—
繰上充用額（a）	—	—	—
支払繰延額（b）	—	—	—
事業繰越額（c）	—	—	—
標準財政規模（B）	12,589,103	12,673,867	-84,764
実数値（実質収支額／B×100）	-2.91	-1.86	-1.04
実質赤字比率（A／B×100）	—	—	*
早期健全化基準	12.99	12.98	
財政再生基準	20.00		

一般会計等実質収支額（純計）【第4-2表】

（単位：千円）

会 計 名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度に繰り越すべき財源 c	実質収支額 a-b-c
一 般 会 計	25,349,777	24,659,639	354,123	336,015
休日救急医療特別会計	104,397	101,194	—	3,203
住宅新築資金等貸付特別会計	164,305	136,976	—	27,329
田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	191,831	191,831	—	—
合 計	25,810,310	25,089,640	354,123	366,547

また、実質赤字の実数値の推移は【第4図】のとおり 1.04 ポイント改善した数値となっている。これは、分子となる実質収支における黒字額が増加したためである。



5 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、本市すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、実質赤字合計額（a）と資金不足額合計額（b）の和から、実質黒字合計額（c）と資金剰余額合計額（d）の和を控除した連結実質赤字額（A）を標準財政規模（B）で除することで算定される。

本年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額（A）がマイナス9億7,481万円となり、連結実質黒字となったため算定されなかった。

この連結実質黒字額を基にした実数値はマイナス7.74%（連結実質赤字を基準としているので、連結実質黒字の場合その比率は負の値で表示される）であり、早期健全化基準を25.73ポイント下回っている。

各年度の実質赤字合計額（a）は、老人保健特別会計における繰上充用によるものである。

また、本年度の資金不足額合計額（b）は、病院事業会計における資金不足額である。（資金不足額については、後述の「経営健全化審査意見」を参照）

なお、実質黒字合計額（c）の内訳は【第5-2表】、資金剰余額合計額（d）の内訳は【第5-3表】のとおりである。

連結実質赤字比率算定比較表【第5-1表】

（単位：千円、%）

区 分	20年度	19年度	増 減
連結実質赤字額(A) ((a+b)-(c+d))	-974,813	-1,175,480	200,667
実質赤字合計額(a)	9,556	79,558	-70,002
資金不足額合計額(b)	143,726	-	143,726
実質黒字合計額(c)	847,414	709,717	137,697
資金剰余額合計額(d)	280,681	545,321	-264,640
標準財政規模(B)	12,589,103	12,673,867	-84,764
実数値(A/B×100)	-7.74	-9.27	1.53
連結実質赤字比率	-	-	*
早期健全化基準	17.99	17.98	0.01
財政再生基準	40.00		

（注）連結実質黒字の場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

会計別実質黒字額【第5-2表】

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度に繰り越すべき財源 c	実質黒字額 a-b-c
一 般 会 計	25,349,777	24,676,009	354,123	319,645
休日救急医療特別会計	120,767	101,194	—	19,573
住宅新築資金等貸付特別会計	193,605	166,276	—	27,329
田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	191,831	191,831	—	—
国民健康保険特別会計	6,677,890	6,212,674	—	465,216
後期高齢者医療特別会計	602,016	586,365	—	15,651
合 計 (c)	33,135,886	31,934,349	354,123	847,414

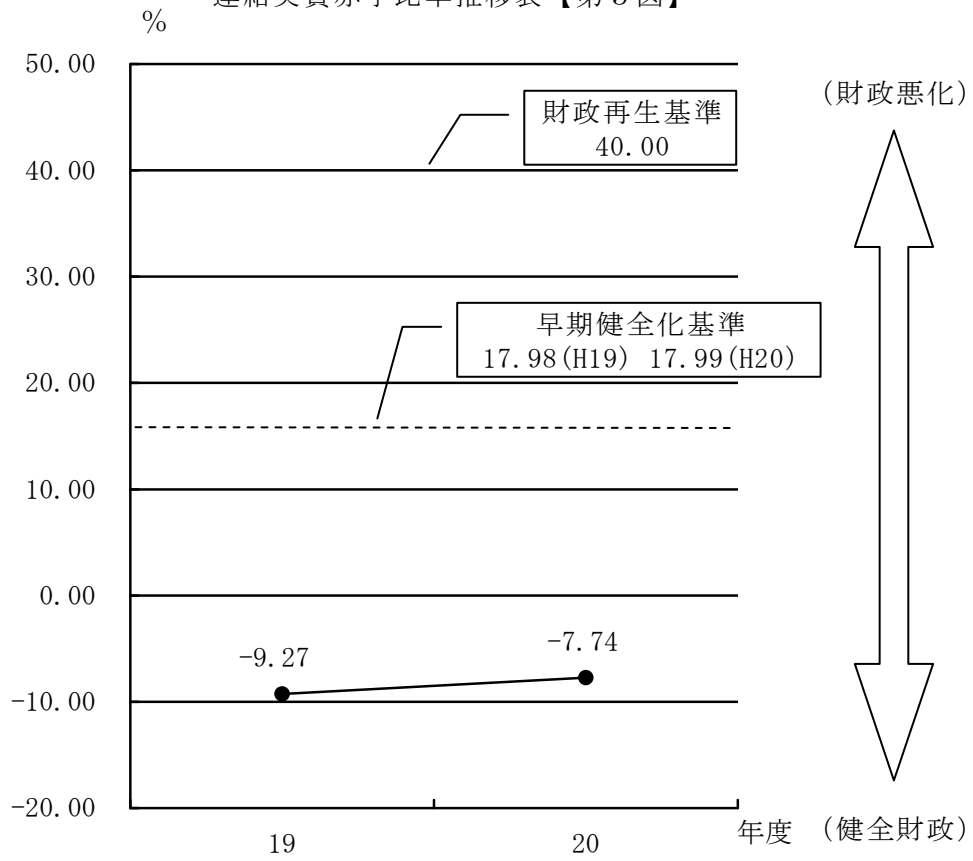
会計別資金剰余額【第5-3表】

(単位：千円)

会 計 名	流動資産等 a	算入地方債 b	流動負債等 c	資金剰余額 a-b-c
水道事業会計	400,313	—	119,632	280,681

また、連結実質赤字の実数値の推移は【第5図】のとおり1.53ポイント悪化した数値となっている。これは、病院事業会計において資金不足が生じた影響で資金不足額が増加し、資金剰余額が減少したためである。

連結実質赤字比率推移表【第5図】



6 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

単年度の実質公債費比率は、地方債の元利償還金（A）と地方債の準元利償還金（B）の和から、地方債償還に充当される特定財源（C）と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（D）の和を控除したものを、標準財政規模（E）から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（D）を控除したもので除することで算定される。

この算定式で算出された過去3か年の単年度の実質公債費比率は、平成18年度が13.65927%、平成19年度が13.88622%、平成20年度が13.39443%である。これらを平均して算定した本年度の実質公債費比率は13.6%となり、早期健全化基準を11.4ポイント下回っている。

なお、地方債の元利償還金（A）の内訳は【第6-2表】、地方債の準元利償還金（B）の内訳は【第6-3表】、地方債償還に充当される特定財源（C）の内訳は【第6-4表】、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（D）の内訳は【第6-5表】のとおりである。

実質公債費比率算定表【第6-1表】

（単位：千円、%）

区 分	20年度	19年度	18年度
地方債の元利償還金（A）	3,807,137	3,977,576	3,938,573
地方債の準元利償還金（B）	583,679	548,502	541,783
地方債償還に充当される特定財源（C）	970,637	1,062,666	914,923
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（D）	2,002,112	1,978,186	1,974,819
標準財政規模（E）	12,589,103	12,673,867	13,619,759
実質公債費比率（単年度） $\{(A+B) - (C+D)\} / (E-D) \times 100$	13.39443	13.88622	13.65927
本年度実質公債費比率 （過去3か年平均値）	13.6		
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

（注）実質公債費比率（単年度）は、小数第六位を四捨五入している。また、本年度実質公債費比率は、小数第二位を切り捨てている。

地方債の元利償還金【第6-2表】

(単位：千円)

区 分	20年度	19年度	18年度
一般会計等に係る公債費(a)	3,863,388	4,042,781	3,955,958
繰上償還を行なったもの(b)	26,951	8,305	17,385
借換債を財源として償還を行なったもの(c)	29,300	56,900	—
満期一括償還地方債の元金償還金(d)	—	—	—
利子支払額のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの(e)	—	—	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(f)	—	—	—
a - b - c - d - e + f = (A)	3,807,137	3,977,576	3,938,573

地方債の準元利償還金【第6-3表】

(単位：千円)

区 分	20年度	19年度	18年度
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたりの元金償還相当額	—	—	—
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの	460,401	431,891	412,652
組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	115,827	109,012	121,852
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	7,451	7,599	7,279
一時借入金の利子 (繰替運用に伴う利子は除く)	—	—	—
合 計 (B)	583,679	548,502	541,783

地方債償還に充当される特定財源【第6-4表】

(単位：千円)

区 分	20年度	19年度	18年度
国・県からの利子補給	5,790	8,288	10,765
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	65,165	110,948	116,885
公営住宅使用料	852,142	902,309	740,628
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	—	—	—
その他	47,540	41,121	46,645
合 計 (C)	970,637	1,062,666	914,923

(注) 20年度の「その他」の詳細は、福岡県防災行政ネットワーク助成金295千円、星美台污水处理施設使用料9,516千円、住宅新築資金等貸付助成事業(特定助成)16,366千円及び住宅新築資金等貸付助成事業(償還推進助成)21,363千円である。

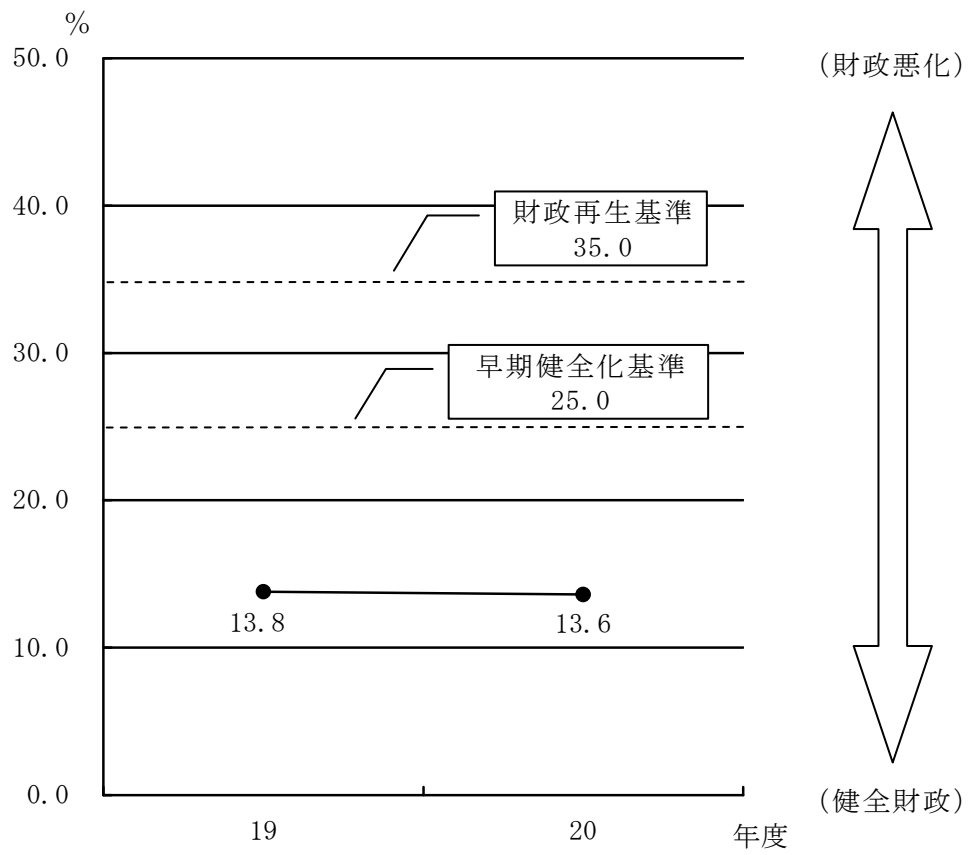
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額【第6-5表】

(単位：千円)

区 分	20年度	19年度	18年度	
算入公債費	災害復旧等に係る基準財政需要額	918,254	889,153	850,368
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	701,741	731,332	765,724
	密度補正により基準財政需要額に算入された公債費	92,648	91,491	91,104
算入準公債費	災害復旧等に係る基準財政需要額	802	801	503
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	31,407	31,407	32,607
	密度補正により基準財政需要額に算入された公債費	257,260	234,002	234,513
合 計 (D)	2,002,112	1,978,186	1,974,819	

また、実質公債費比率の推移は【第6図】のとおり0.2ポイント改善した数値となっている。

実質公債費比率推移表【第6図】



7 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来負担額（A）から充当可能基金額（B）、特定歳入見込額（C）及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額（D）の和を控除したものを、標準財政規模（E）から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（F）を控除したもので除することで算定される。

本年度の将来負担比率は23.3%であり、早期健全化基準である350.0%を326.7ポイント下回っている。

将来負担比率算定比較表【第7-1表】

（単位：千円、%）

区 分	20年度	19年度	増 減
将来負担額（A） (a+b+c+d+e+f+g+h)	40,434,162	42,796,946	-2,362,784
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高（a）	28,884,392	30,425,260	-1,540,868
債務負担行為に基づく支出予定額（b）	740,220	747,708	-7,488
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額（c）	6,295,917	6,695,845	-399,928
組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額（d）	725,125	809,004	-83,879
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額（e）	3,788,508	4,119,129	-330,621
設立法人の負債の額、その者の債務を負担している場合の当該法人等の一般会計等の負担見込額（f）	—	—	—
連結実質赤字額（g）	—	—	—
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額（h）	—	—	—
充当可能基金額（B）	12,126,233	12,263,911	-137,678
地方債の償還等に充当可能な特定の歳入見込額（C）	7,560,544	7,911,843	-351,299
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額（D）	18,276,735	19,068,070	-791,335
標準財政規模（E）	12,589,103	12,673,867	-84,764
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（F）	2,002,112	1,978,186	23,926
将来負担比率 (A-(B+C+D))/(E-F)×100	23.3	33.2	-9.9
早期健全化基準	350.0		

なお、各区分の内訳は以下のとおりである。

(a) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高は 288 億 8,439 万円で、会計別の内訳は【第 7-2 表】のとおりである。

会計別一般会計等地方債現在高【第 7-2 表】

(単位：千円)

会 計 名	20 年度	19 年度	増 減
一 般 会 計	28,609,409	30,072,256	-1,462,847
休 日 救 急 医 療 特 別 会 計	4,655	6,941	-2,286
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計	246,728	335,063	-88,335
田 川 市 等 三 線 沿 線 地 域 交 通 体 系 整 備 事 業 基 金 特 別 会 計	23,600	11,000	12,600
合 計 (a)	28,884,392	30,425,260	-1,540,868

(b) 債務負担行為に基づく支出予定額は 7 億 4,022 万円で、算定の対象となるものは【第 7-3 表】のとおりである。

なお、将来負担額の算定に用いる債務負担行為に基づく支出予定額は、地方財政法第 5 条各号に規定する経費の支出に係る支出予定額で、その支出が確定している額が算定される。

債務負担行為に基づく支出予定額【第 7-3 表】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額	支出予定額
白 鳥 工 業 団 地 用 地 購 入 費	平成 18 年度から 平成 37 年度まで	758,466	738,584
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	昭和 42 年度から 平成 29 年度まで	71,874	1,032
農 業 経 営 体 育 成 資 金 利 子 補 給	平成 10 年度から 平成 25 年度まで	4,521	604
合 計 (b)			740,220

(c) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額は62億9,591万円で、会計別の内訳は【第7-4表】のとおりである。

会計別地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額（一般会計等以外の特別会計）【第7-4表】

(単位：千円)

会 計 名	元金の残高	繰入見込額
水 道 事 業 会 計	1,809,687	21,716
病 院 事 業 会 計	9,501,247	6,274,201
合 計 (c)		6,295,917

(d) 組合等の地方債の元金償還に充てるための負担見込額は7億2,512万円で、組合等別の内訳は【第7-5表】のとおりである。

また、負担見込額については、負担についての定めがないため負担実績の過去3か年度平均値を基準として算定される。

なお、福岡県介護保険広域連合、田川地区水道企業団及び田川地区清掃施設組合(下田川)については、過去3か年度において一般会計等の負担実績がなかったことから、当該負担見込額は算定されていない。

組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額【第7-5表】

(単位：千円)

組 合 等 の 名 称	地方債現在高	負担割合の平均値	負担等見込額
福 岡 県 介 護 保 険 広 域 連 合	503,484	—	—
田 川 地 区 消 防 組 合	194,502	0.391	76,050
田 川 地 区 斎 場 組 合	200,780	0.362	72,682
田川地区清掃施設組合(田川市川崎町)	826,963	0.697	576,393
田川地区清掃施設組合(下田川)	994,093	—	—
田 川 地 区 水 道 企 業 団	1,647,241	—	—
合 計 (d)			725,125

(注) 負担等見込額は、会計別に算定されるため、田川地区清掃施設組合については田川市川崎町一般廃棄物処理施設管理運営特別会計及び下田川一般廃棄物処理施設管理運営特別会計別に算定している。

(e) 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額は 37 億 8,850 万円で、勤続年数等の内訳は【第 7 - 6 表】のとおりである。

退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額【第 7 - 6 表】

(単位：人、千円)

区 分		一般会計等の負担見込額			
一般職に属する職員	勤 続 年 数	10 年未満	10 年以上 25 年未満	25 年以上	計
	職 員 数	82	224	134	440
	基 本 額	64,536	1,264,860	2,177,092	3,506,488
	調 整 額		61,468	203,835	265,303
	支 給 額 計	64,536	1,326,328	2,380,927	3,771,791
特別職に属する職員					16,717
合 計 (e)					3,788,508

(f) 設立法人の負債の額、その者の債務を負担している場合の当該法人等の一般会計等の負担見込額については、田川市土地開発公社に対して一般会計等が将来負担すべきものはなく、債務保証もないため算定されていない。また、損失保証債務もないため当該区分に該当するものはない。

(g) 連結実質赤字額については「5 連結実質赤字比率」とおりである。

(h) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額は、連結実質赤字相当額がなかったため算定されなかった。なお、算定の対象となるものは【第 7 - 7 表】のとおりである。

会計別一般会計等地方債現在高【第 7 - 7 表】

(単位：千円)

組 合 等 名	実質黒字額 資金剰余額	実質赤字額 資金不足額	連結実質赤字額
福岡県災害共済基金組合	3,216	—	—
福岡県自治振興組合	694	—	—
福岡県介護保険広域連合	3,683,356	—	—
福岡県後期高齢者医療広域連合	9,766,687	—	—

田川地区消防組合	16,526	—	—
田川地区斎場組合	5,377	—	—
田川地区清掃施設組合	44,804	—	—
田川地区水道企業団	887,436	—	—
合 計 (h)			—

(B) 充当可能基金額は121億2,623万円で、算定の対象となる基金は【第7－8表】のとおりである。

なお、充当可能基金額に該当する基金とは、地方自治法第241条の基金のうち災害救助基金、後期高齢者財政安定化基金、介護保険財政安定化基金及び公営企業の特別会計にかかる基金以外の基金であって、現金預金、国債・地方債及び政府保証債等として保管しているものが該当する。

充当可能基金額【第7－8表】

(単位：千円)

基金名	基金計 a(b+c)	現金預金 b	国債・地方 債・政府保 証債等 c	要返還額 d	充当可能 基金額 a-d
財政調整基金	1,240,286	1,240,286	—	—	1,240,286
減債基金	517,787	517,787	—	—	517,787
市立病院改築基金	50,076	50,076	—	—	50,076
廃棄物処理基金	769,442	769,442	—	—	769,442
育英事業基金	65,035	65,035	—	—	65,035
炭鉱住宅改良基金	497,100	497,100	—	—	497,100
公共施設整備基金	100,007	100,007	—	—	100,007
公共施設管理基金	100,130	100,130	—	—	100,130
下水道施設整備基金	322,286	322,286	—	—	322,286
ふるさと人づくり基金	76,137	76,137	—	—	76,137
高齢者等健康福祉基金	416,970	16,970	400,000	—	416,970
文化振興基金	503,603	3,603	500,000	—	503,603
ふるさと水と土保全基金	21,044	21,044	—	—	21,044
特定農業施設管理基金	6,990,788	124,588	6,866,200	—	6,990,788
近代化産業遺産管理基金	3,216	3,216	—	—	3,216
高額療養費支払資金貸付基金	2,000	2,000	—	—	2,000
休日救急事業基金	76,654	76,654	—	52,451	24,203
三線沿線地域交通体系整備基金	132,238	132,238	—	126,718	5,520
国保財政安定化基金	420,603	420,603	—	—	420,603
合 計 (B)	12,305,402	4,539,202	7,766,200	179,169	12,126,233

(C) 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入見込額は75億6,054万円で、その内訳は【第7-9表】のとおりである。

地方債の償還等に充当可能な特定の歳入見込額【第7-9表】

(単位：千円)

区 分	特定の歳入見込額
国 庫 支 出 金 等	—
転 貸 債 に 係 る 償 還 金	334,168
公 営 住 宅 の 賃 貸 料 等	6,355,534
都 市 計 画 税 収	—
土地開発公社に対する貸付金の償還金	—
そ の 他 特 定 の 歳 入	870,842
合 計 (C)	7,560,544

(注) 「その他特定の歳入」の詳細は、就労事業の実施に要する経費に関する特別交付税870,560千円と福岡県防災・行政ネットワーク整備事業に係る市町村振興協会助成金282千円である。

(D) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は182億7,673万円で、その内訳は【第7-10表】のとおりである。

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額【第7-10表】

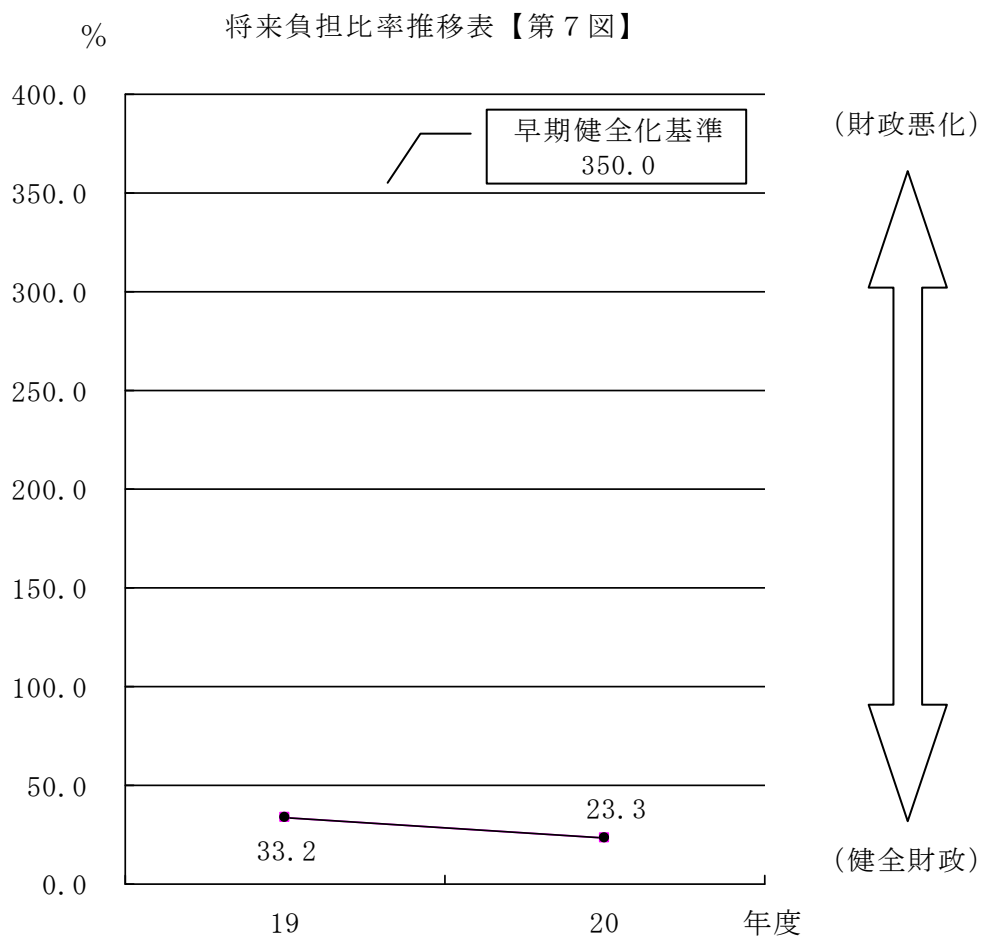
(単位：千円)

費 目	算入見込額
1 消 防 費	8,100
2 道 路 橋 り よ う 費	633,250
3 港 湾 費	—
4 都 市 計 画 費	—
5 公 園 費	27,663
6 下 水 道 費	—
7 そ の 他 土 木 費	2,905,461
8 小 学 校 費	106,916
9 中 学 校 費	266,381
10 高 等 学 校 費	—
11 そ の 他 教 育 費	—
12 社 会 福 祉 費	—
13 保 健 衛 生 費	5,150,155
14 高 齢 者 保 健 福 祉 費	—
15 清 掃 費	195,196
16 農 業 行 政 費	71,843
17 林 野 水 産 行 政 費	—

18	地 域 振 興 費	244,592
19	公 債 費	8,667,178
合 計 (D)		18,276,735

(F) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額については「6 実質公債費比率【第6-5表】」のとおりである。

また、将来負担比率の推移は【第7図】のとおり9.9ポイント改善している。これは、主に地方債現在高の減により将来負担額が減少したためである。



平成 20 年度 経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 20 年度田川市水道事業会計決算及び田川市病院事業会計決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 21 年 4 月 24 日から平成 21 年 8 月 27 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼をおき、各事業会計に係る決算の審査対象とされた書類との照合を行なうとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行った。

第 4 審査の結果

審査に付された各事業会計の資金不足比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

各事業会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりである。

資金不足比率とは

一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を、公営企業の事業規模となる料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示した比率

1 資金不足比率の状況

地方公共団体は、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、基準以上となった要因の分析や基準未滿とするための方策等を定めた経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければならない。経営健全化計画を定めるにあつては、外部監査を受けた上で作成し、議会の議決が必要となる。

なお、各企業会計の資金不足比率の状況は【表1】のとおりであるが、水道事業会計では、本年度も資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算定されなかった。

資金不足比率比較表【表1】

(単位：%)

会計名	20年度	19年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	*	20.00
病院事業会計	3.01	—	*	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は算定されない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算定されるが、資金不足がない場合、資金不足比率は算定されない。

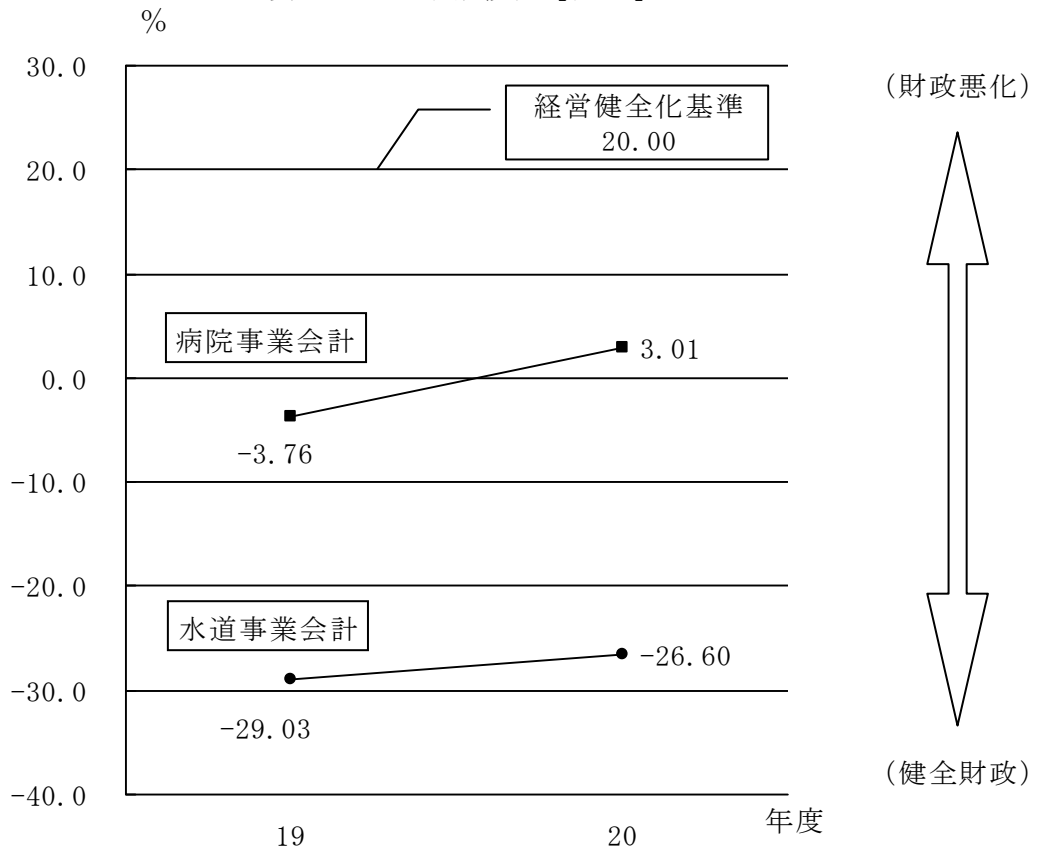
そこで、資金不足の状況を把握するため、資金不足比率の算式で算定した実数値を経営健全化基準と比較したのが【図1】である。

本年度の実数値を経営健全化基準と比較すると、水道事業会計で46.60ポイント、病院事業会計で16.99ポイント下回っている。しかし、この基準はこれ以上悪化すれば不健全であるという目安であつて、下回っていれば必ずしも健全というわけではない。

その数値を前年度と比較すると、水道事業会計で2.43ポイント、病院事業会計で6.77ポイント数値上悪化した結果となった。

特に病院事業会計ではマイナスからプラスに転じ資金不足が発生したことを示しており、その内容を分析し今後の推移を注視する必要がある。

資金不足比率推移表【図1】



2 水道事業会計

本年度の資金不足比率は、資金不足額（A）がマイナス2億8,068万円となり、資金不足が発生しなかったため算定されない。

流動負債等（a－b＋c）から流動資産等（d－e）を差引いた資金不足額（A）を事業規模（B）で除した実数値はマイナス26.60%であり、経営健全化基準を46.60ポイント下回っている。

なお、解消可能資金不足額（f）は、資金不足が発生したときに算定されるため、本年度は算定されておらず実数値には加味されていない。解消可能資金不足額は資金不足額に算入しない取扱いがなされるため、実際はその分の余裕が生じることになる。

資金不足比率算定比較表【表2】

（単位：千円、％）

区 分	20年度	19年度	増 減
資金不足額（A） (a－b＋c)－(d－e)－f	-280,681	-313,710	33,029
流動負債（a）	119,632	40,771	78,861
当年度同意等債で未借入又は未発行の額（b）	—	—	—
建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高（c）	—	—	—
流動資産（d）	400,313	354,481	45,832
翌年度に繰り越される支出の財源充当額（e）	—	—	—
解消可能資金不足額（f）	*	*	*
事業規模（B） (g－h)	1,055,361	1,080,711	-25,351
営業収益（g）	1,055,361	1,088,355	-32,995
受託工事収益（h）	—	7,644	-7,644
実数値（A／B×100）	-26.60	-29.03	2.43
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

（注1）資金に剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合、資金不足比率は算定されない。

（注2）水道事業会計の解消可能資金不足額は理論値上存在するが、資金不足が発生したときに算定されるものであるため実数値の算定に加味していない。

実数値を前年度と比較すると、2.43ポイント上昇（悪化）している。これは、流動資産は4,583万円増加したが、流動負債が流動資産の増加以上の7,886万円増加したため分子である資金不足額が3,302万円増加したこと、及び分母である事業規模が2,535万円減少したことにより上昇（悪化）したものである。

それぞれの詳細については、決算審査意見書において述べているが、流動負債の増は、主に未払金で7,890万円の増である。一方、流動資産の増は、主に現金預金で4,775万円の増である。

資金不足比率と同様に流動資産と流動負債を使用し、企業の安全性、財務の健全性を判断する指標に流動比率がある。

流動比率は、流動資産が流動負債をどの程度カバーしているかを示す比率であり、流動資産を流動負債で除することで算定される。この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示し、一般に、200%以上あることが安心の目安といわれている。

本事業会計の流動比率は、334.6%となっており、資金不足比率とあわせて判断すると本事業会計における健全性は確保されていると判断できる。

3 病院事業会計

本年度の資金不足比率は、資金不足額（A）が1億4,372万円、事業規模（B）が47億6,914万円となり、3.01%となった。

これは、経営健全化基準の20.00%を16.99ポイント下回っている。

本年度においては、流動負債等（a - b + c）から流動資産等（d - e）を差引いた額が正の値（資金不足が発生）であるため、解消可能資金不足額（f）の算定を行った結果、解消可能資金不足額はなかった。【表4】

資金不足比率算定比較表【表3】

（単位：千円、%）

区 分	20年度	19年度	増 減
資金不足額（A） $(a - b + c) - (d - e) - f$	143,726	-231,612	375,338
流動負債（a）	1,178,895	1,112,841	66,054
当年度同意債等で未借入又は未発行の額（b）	—	—	—
建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高（c）	—	—	—
流動資産（d）	1,035,169	1,344,453	-309,284
翌年度に繰り越される支出の財源充当額（e）	—	—	—
解消可能資金不足額（f）	—	*	*
事業規模（B） $(g - h)$	4,769,145	6,156,578	-1,387,433
営業収益（g）	4,769,145	6,156,578	-1,387,433
受託工事収益（h）	—	—	—
実数値 $(A / B \times 100)$	3.01	-3.76	6.78
資金不足比率	3.01	—	*
経営健全化基準	20.00		

（注）資金に剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合、資金不足比率は算定されない。

解消可能資金不足額【表4】

(単位：千円)

区 分	金 額
計画赤字額	—
資金不足額に算定されている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高	—
合 計 (f)	—

(注) 累積償還償却差額算定方式により算定した。

実数値を前年度と比較すると、6.78ポイント上昇(悪化)している。これは、流動資産が3億928万円減少し、さらに、流動負債が6,605万円増加したため分子である資金不足額が3億7,533万円増加したこと、及び分母である事業規模が13億8,743万円減少したことにより上昇(悪化)したものである。

それぞれの詳細については、決算審査意見書においても述べているが、流動負債の増は、主に一時借入金の2億9,000万円増である。流動資産の減は、主に未収金の2億982万円、現金預金の7,887万円減である。

資金不足比率と同様に流動資産と流動負債を使用し、企業の安全性、財務の健全性を判断する指標に流動比率がある。

流動比率は、流動資産が流動負債をどの程度カバーしているかを示す比率であり、流動資産を流動負債で除することで算出される。この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示し、一般に、200%以上あることが安心の目安といわれている。

本事業会計の流動比率は、87.81%となっており、200%を下回っている。特に本年度は100%を下回っており、不良債務が発生していることを示している。

よって、本年度は資金不足比率が経営健全化基準をクリアしているとはいえないものの本事業会計における健全性は確保されているとはいえない。

なお、経営健全化基準は、地方債協議許可制度における許可制移行基準(営業収益に対する赤字額が10%以上)の2倍である20%とされている。それは、1年の営業収益の5%程度を合理化すれば4年間で資金不足を払拭できるイメージで設定されている。

必ずしも5%程度の合理化といった形で健全化が進むわけではないが、資金不足比率の3.01%は1年で解消できる範囲ということになる。今後、この比率がどのように推移していくのか注視していくとともに、早期の解消を望むものである。